

給付年金コーナー

～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金

【国民年金】

国民年金は20歳以上60歳未満の方が加入することが義務付けられています。年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

【国民年金加入のお知らせ】

20歳になってから概ね2週間以内に、日本年金機構から国民年金に加入したことのお知らせが届きます。内容は「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内（パンフレット）」、「保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」が送付されます。

※厚生年金保険に加入している方を除きます。

■将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

詳しくは日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

(YouTube 厚生労働省チャンネルで動画視聴もできます)

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

社会保険料控除のご案内

国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の納付額は、所得税や町県民税の申告等で社会保険料控除の一部として使用できます。1年間（1月1日～12月31日）の納付額が不明の場合、税務会計課窓口で納付金額確認書を交付いたします。なお、年金から特別徴収（天引き）されている方は年金保険者から送付される源泉徴収票をご確認ください。

申請者：原則として本人または同一世帯の方

必要なもの：運転免許証等の本人確認書類、代理人の場合は委任状

※令和6年分は2月3日から交付を予定していますが、それ以前に必要な方はご相談ください。

※納付金額について電話での回答はできませんのであらかじめご了承ください。

問合せ 税務会計課 課税担当 ☎66・3111 内線115

1月の納期

●町県民税
■普通徴収（第4期分）

●国民健康保険税
■普通徴収（第7期分）

●介護保険料
■普通徴収（第7期分）

●後期高齢者医療保険料
■普通徴収（第7期分）

納期限は1月31日(金)です。口座振替の場合は1月27日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

町県民税	税務会計課課税担当	内線115
国民健康保険税	税務会計課課税担当	内線112
介護保険料	福祉介護課介護包括ケア担当	内線143
後期高齢者医療保険料	町民課給付担当	内線123